

●浄化槽は、正しく管理しましょう。

保守点検

浄化槽の機能が常に発揮されるよう、槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検検査を行います。

また、消毒剤を定期的に補給し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

保守点検は、茨城県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託して下さい。

◎保守点検回数

おおむね1年に3～4回行います。



保守点検は定期的に実施してください。



清掃後は水張りを忘れずに！

清掃

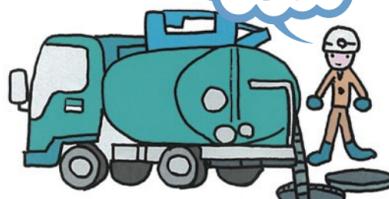
槽内に溜まった汚泥などの抜き取りを行います。

実施しないと、溜まった汚泥が処理水に混じって流出してしまいます。

清掃は、市町村長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託して下さい。

◎清掃回数

毎年1回実施してください。ただし、全ばっ気方式浄化槽は、概ね6ヶ月に1回以上実施してください。



法定検査

浄化槽の管理者(設置者)は、設置状況又は維持管理状況について、次の法定検査を受けることが浄化槽法で義務付けられています。

この法定検査は、検査機関に申込みを行い受検してください。検査は有料です。



◎設置後の水質検査(浄化槽法第7条検査)

浄化槽の設置工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月までの間に検査します。

なお、この検査の申込み及び検査手数料は設置届出時に納めていただく前納制度となっています。

◎定期検査(浄化槽法第11条検査)

保守点検及び清掃が適正に行われ、継続して所期の性能が発揮されているかどうか、毎年1回検査します。

◎検査機関

県知事指定検査機関の
公益社団法人茨城県水質保全協会が実施します。
TEL 029-291-4000



※保守点検・清掃・法定検査を同時に契約できる「一括契約システム」があります。お問い合わせは現在契約されている保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会まで

●みんなで実行!家計にもやさしい生活排水対策・10の工夫

環境省HP(<https://www.env.go.jp/water/seikatsu/index.html>) (環境省「生活排水読本」より)

水にやさしいクッキングの工夫

その1) 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。

その2) 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。

その3) 食器や鍋の油汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。

その4) 米のとぎ汁は、1回目の濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用しましょう。

その5) 油は流さず使い切る工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞

やボロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てましょう。

水にやさしい暮らしの工夫

その6) トイレは、使用後にこまめに清掃しましょう。

(洗剤を使って掃除する回数がずっと少なくて済みます。)

その7) 入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使いすぎないようにしましょう。

その8) お風呂の残り湯を洗濯や清掃に再利用しましょう。

その9) 洗濯の洗剤・石けんは適量を使いましょう。(多く使っても洗浄力が高まるわけではありません。)

その10) 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。

私たちの日常生活で使っているものを何気なく流してしまうことが、川や湖を汚すことにつながります。

一人ひとりが汚れをそのまま流さない生活を心がけ、きれいな水辺をいつまでも残しましょう。



茨城県 生活環境部 環境対策課

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

TEL.029-301-2966 FAX.029-301-2969

ホームページは で



みんなで実行! 生活排水対策



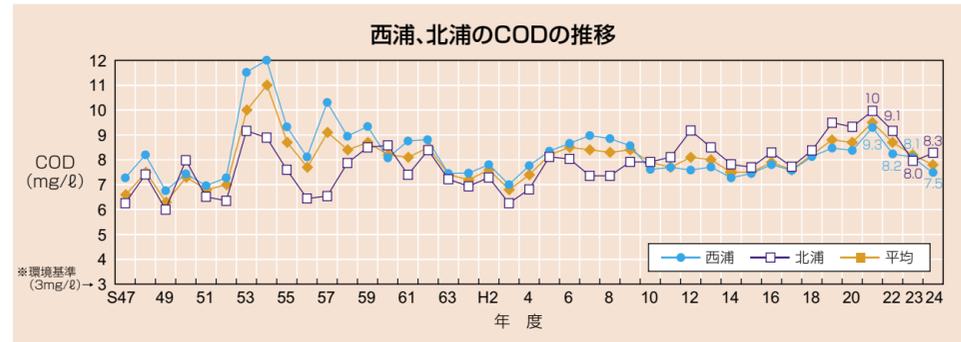
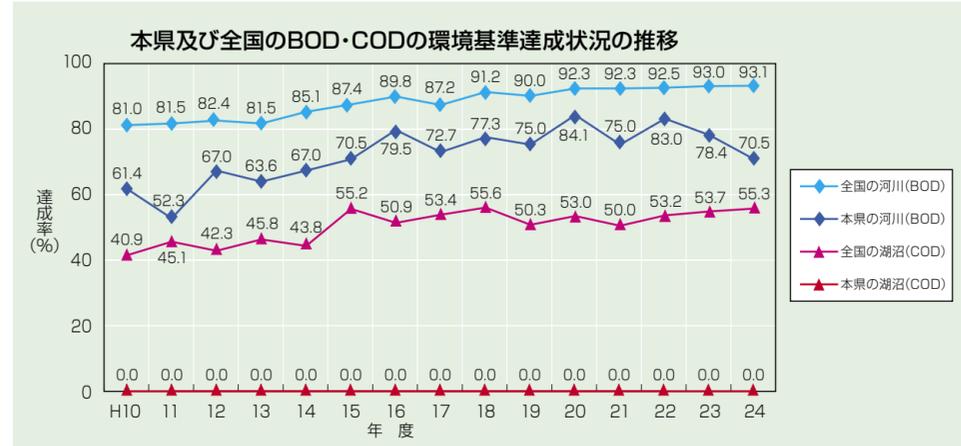
茨城県生活環境部

●県内の川や湖の水質の状況

川などの水質は、水道用水や農業用水などの利用目的に応じて決められた環境基準によって評価されます。

茨城県の河川の環境基準達成状況は、改善の傾向にはありますが、全国と比較すると、依然として低い状況にあります。

また、水が入れ替わりにくく汚れが蓄積しやすい霞ヶ浦(西浦・北浦・常陸利根川)をはじめとする湖沼では、環境基準が達成されない状況が続いています。



BOD(生物化学的酸素要求量)

川の汚れの程度を表す代表的なものさしです。数値が高ければ高いほど、汚れが大きいことを表します。

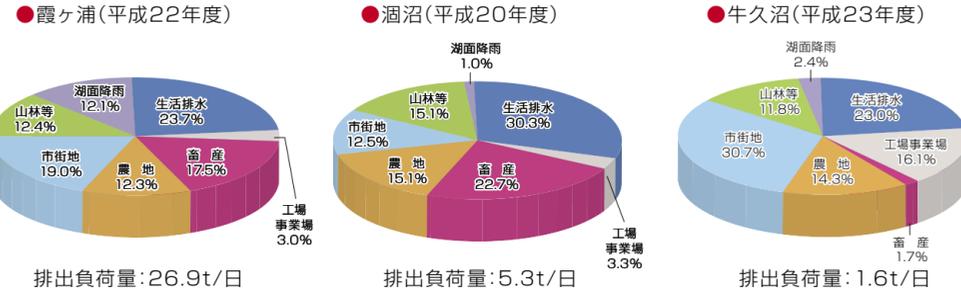
COD(化学的酸素要求量)

湖や海の汚れの程度を表す代表的なものさしです。数値が高ければ高いほど、汚れが大きいことを表します。

●水の汚れの大きな原因は生活排水

水の汚れの原因は、現在では工場などからの排水の影響は少なくなっており、家庭からの生活排水の影響が大きくなっています。

汚れ(COD)の原因の割合



●トイレよりも大きい台所や風呂などからの排水の汚れ

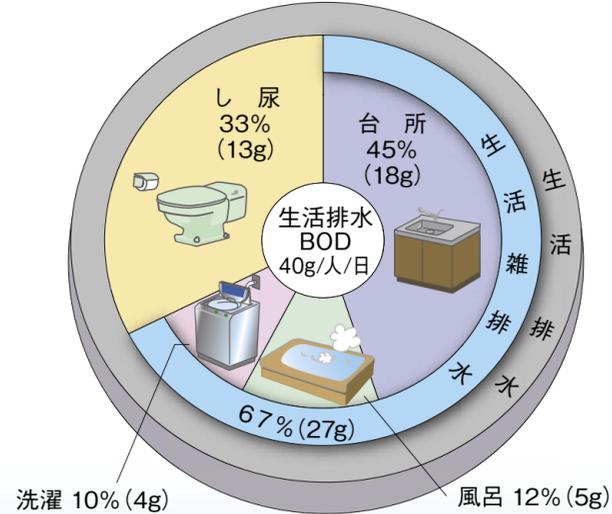
私たちは、台所、洗濯、風呂、トイレなどに1人当たり1日約250リットルの水を使用し、生活排水として流しています。

生活排水のうち、トイレの排水を除いたものを「生活雑排水」と呼んでいます。家庭で1人が1日に排出する生活排水の汚れ(BODとして40g)の約70%(27g)が、台所などからの生活雑排水によるものといわれています。

このため、生活雑排水を含めた生活排水を適切に処理することが、川などの水質の浄化には重要です。

くみ取り便所や単独処理浄化槽は、生活雑排水をそのまま流してしまいます。(次頁参照)

生活排水の分類と1日1人あたりの負荷割合



公益財団法人 日本環境整備教育センター「浄化槽の維持管理」より

●あなたの家では、生活排水をどのように処理していますか?

- くみ取り便所
- 単独処理浄化槽

※平成13年4月から原則として単独処理浄化槽の新設はできません。

し尿のみを処理

生活雑排水はそのまま川などに流れ、川などの汚れの原因になります。

●下水道、農業集落排水施設の整備地域にお住まいの方

→速やかに接続して下さい。

●下水道、農業集落排水施設の整備が当面見込まれていない地域にお住まいの方

→合併処理浄化槽に取りかえましょう。

- 公共下水道
- 農業集落排水施設
- コミュニティプラント
- 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を処理

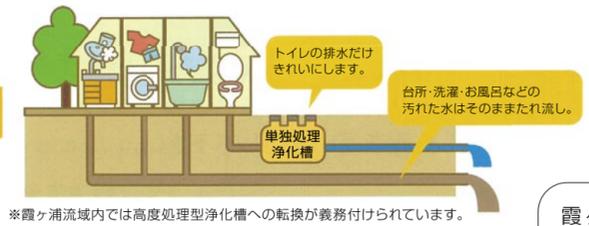
処理された水が川などに流れます

●処理施設は適切な管理があって、その能力を発揮します。

→合併処理浄化槽は、必ず、保守点検・清掃・法定検査を受けて下さい。(裏面参照)

→処理施設に負担をかけない生活の工夫をしましょう。(裏面参照)

× 単独処理浄化槽



※霞ヶ浦流域内では高度処理型浄化槽への転換が義務付けられています。

○ 合併処理浄化槽



◎ 高度処理型合併処理浄化槽



霞ヶ浦流域にお住まいで浄化槽を新たに設置する場合は、窒素とリンを除去できる高度処理型の合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

酒沼、牛久沼、千波湖の流域にお住まいの方も、水質浄化のために、高度処理型の合併処理浄化槽の設置をお願いします。